

# OCX Mobile Access SIM 個別規定

BBIX 株式会社

## 第 1 章 総則

### 第 1 条 (適用範囲)

1. BBIX 株式会社(以下「当社」といいます。)は、この OCX Mobile Access SIM 個別規定(以下「本個別規定」といいます。)及び Open Connectivity eXchange 利用規約に基づき、SIM を提供します。SIM のサービス内容の詳細は、別途当社が提供する「OCX ドキュメントサイト(<https://docs.ocx-cloud.net/docs/intro>)」に定めるとおりとします。
2. 本個別規定は、Open Connectivity eXchange 利用規約に定める個別規定として SIM の利用条件を定めるものです。
3. 本個別規定と Open Connectivity eXchange 利用規約で相反する内容が発生した場合、本個別規定を優先するものとします。
4. 本個別規定に定めのない事項については、Open Connectivity eXchange 利用規約に定める規定が適用されるものとします。

### 第 2 条 (定義)

本個別規定において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。Open Connectivity eXchange 利用規約に定める用語は同じ意味を有するものとします。

1. 「SIM 利用者」とは、SIM 利用契約を締結した者をいいます。
2. 「SIM 利用契約」とは、本個別規定に基づき SIM 利用者と当社の間で成立する SIM の利用に関する契約をいいます。
3. 「SIM」とは、当社が提供するモバイルデータ通信回線を利用するのに必要な契約者識別情報等の小型記憶装置をいいます。
4. 「本回線」とは、SIM により利用できるモバイルデータ通信回線をいいます。
5. 「利用申込」とは、SIM 利用者による SIM 利用契約の申込をいいます。
6. 「発送申込」とは、利用申込が承諾された SIM を SIM 利用者に発送するための申込をいいます。
7. 「特典 SIM」とは、別途 OCX Mobile Access データパック個別規定で定めるデータパック年間契約の特典により付与された SIM をいいます。
8. 「利用開始日」とは、SIM 利用契約の発送申込を当社が承諾し、発送が行われた日の翌日から起算して 4 日目をいいます。

## 第 2 章 利用契約

### 第 3 条 (利用契約の条件)

SIM 利用契約の締結は、専用コントロールパネルの利用契約を締結していることが前提となります。

### 第 4 条 (利用契約の単位)

当社は、1つのリソースごとに1つのSIM利用契約を締結します。

### 第 5 条 (利用契約の成立)

1. SIM 利用契約の申込は、予め本個別規定に同意の上、当社所定の方法により、当社に対して行うものとしします。
2. SIM 利用契約の申込にあたっては当社が申込の内容を確認するための書類として当社が別に定めるものを提出又は送信が必要です。
3. 当社は SIM 利用契約の申込者から提供された情報に基づき、SIM の提供の可否を判断します。
4. SIM 利用契約は、前 2 項に従って行われた申込を当社が承諾した上で、その承諾を SIM 利用者へ当社所定の方法（専用コントロールパネル上での表示を含む）により通知した日に成立するものとしします。
5. SIM 利用契約が成立し、SIM 利用者による発送申込及び SIM の発送が完了後、当該 SIM を利用できるものとしします。

### 第 6 条 (キャンセル)

1. SIM 利用者は、SIM の利用申込完了から 72 時間が経過するまでに、当該 SIM の利用申込のキャンセルを当社所定の方法により当社に対して申告できるものとしします。
2. 前項に従って行われた申込を当社が承諾した上で、その承諾を SIM 利用者へ当社所定の方法（専用コントロールパネル上での表示を含む）により通知した日をもって当該 SIM の利用申込はキャンセルされるものとし、すでに当該 SIM の利用申込により SIM 利用契約が成立している場合、その利用契約は契約成立時点に遡って失効するものとしします。
3. SIM 利用者は、SIM の発送申込完了後に、当該 SIM の利用申込のキャンセルをすることはできないものとしします。

## 第 3 章 SIM の提供

### 第 7 条 (SIM の提供範囲)

当社は、SIM 利用者に対し、本個別規定の内容に従い、SIM を提供するものとします。

### 第 8 条 (提供区域)

本回線のサービス提供区域は、別途当社が提供する「OCX ドキュメントサイト (<https://docs.ocx-cloud.net/docs/intro>)」に定めるとおりとします。また、その提供区域内であっても、屋内、地下駐車場、ビルの陰、トンネル又は山間部等電波の伝わりにくいところでは、本回線を利用することができない場合があります。

### 第 9 条 (利用開始日)

利用開始日の定義は、第 2 条 6 項で定める日にちまでに SIM 利用者のもとに SIM の発送が完了することを保証するものではなく、当社は、当社に起因する場合を除いて、いかなる理由によっても SIM の発送が遅延した事によって SIM 利用者が発生する不利益等について責任を負わないものとします。

### 第 10 条 (SLA の非設定)

SIM から Virtual Mobile Gateway までの通信において、当社は Service Level Agreement (SLA) を設定しません。

## 第 4 章 SIM の貸与等

### 第 11 条 (SIM の貸与)

1. 当社は、SIM 利用者に SIM を貸与し、SIM 利用者は当該 SIM を自らが使用し、当社が指定する事業者を除いて、SIM を転貸与することはできないものとします。
2. 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、当社が貸与する SIM を変更することがあります。この場合は、あらかじめそのことを SIM 利用者に通知します。
3. SIM 利用者は当社が SIM 利用者に対して提供する SIM を善良な管理者の注意をもって管理するものとします。
4. SIM 利用者は、当社が SIM 利用者に対して提供する SIM につき通信キャリアが当社に対して課す管理義務その他の義務を遵守するものとします。また、SIM 利用者による SIM の管理不十分、使用上の過誤等による損害は SIM 利用者が負担するものとし、当社は一切責任を負わないものとします。

### 第 12 条 (SIM の返還)

当社から SIM の貸与を受けている SIM 利用者は、次項に該当する場合、当社が定める方法により該当の SIM を当社が指定する場所へ速やかに返還していただきます。

1. SIM 利用契約が終了したとき。
2. 第 9 条第 2 項の規定により、当社が SIM を変更するとき。
3. SIM 利用者が該当の SIM を利用しなくなったとき。

## 第 5 章 利用料金

### 第 13 条 (利用料金及び利用料金の計算方法)

1. SIM の利用料金、SIM の送料、SIM におけるデータ通信の利用料金（以下、あわせて「利用料金等」といいます。）および支払い条件は、当社が別途定めるものとします。
2. 前項の利用料金等について、当社又は集金代行業者により、当社又は集金代行業者の定める方法にて請求を行います。
3. SIM におけるデータ通信は、当該月の初日から末日までに利用した通信容量に応じた従量課金となります。なお、初日の計測開始時刻及び末日の計測終了時刻は月によって前後する場合があります。
4. 利用料金等のうち、初期費用は、SIM 利用契約の申込を当社が承諾した日の翌日から起算して 3 日目または当社が発送申込を承諾した日のいずれか早い日に発生するものとします。なお、特典 SIM については、SIM 利用者は利用申込を行う必要はなく、特典 SIM の初期費用は発生しないものとします。
5. 利用料金等のうち、月額料金の課金開始日は、利用開始日とします。
6. 利用料金等のうち、月額料金は、毎月末日締めにて算出するものとします。
7. SIM の利用料金の課金終了日は、当社が SIM 利用者からの解約の申込を承諾した日とします。なお、SIM 利用者による SIM の一時的な通信停止(休止)の申込は、解約の申込に当たらないため、通信停止の申込が承諾された SIM の利用料金は発生するものとします。
8. SIM 利用契約が SIM 利用者による解約以外の方法で終了した場合、SIM の利用料金の課金終了日は SIM 利用契約の終了日とします。

## 第 6 章 SIM 利用契約の終了

### 第 14 条 (SIM 利用者による解約)

1. SIM 利用者が SIM 利用契約を解約しようとするときは、当社所定の方法により、当社に対して申込を行うものとします。
2. 前項に従って行われた SIM 利用者からの解約の申込を当社が承諾した上で、SIM 利用契約最終日を SIM 利用者へ当社指定の方法により通知するものとします。

### 第 15 条 (専用コントロールパネルの利用契約終了による終了)

専用コントロールパネルの利用契約が終了した場合は、SIM 利用契約は自動的に終了します。

### 第 16 条 (利用契約終了後の取扱い)

SIM 利用契約の終了時点で存在する SIM 利用者の一切の債務については、SIM 利用契約終了後においても、その債務が履行されるまで消滅しないものとします。

## 第 7 章 雑則

### 第 17 条 (SIM の再発行)

1. SIM 利用者は、次項に定める初期不良に該当する SIM について、利用開始日から 30 日以内に別途当社が定める方法により申告することで、再発行することができるものとします。なお、再発行した SIM の送料は、SIM 利用者が負担するものとします。
2. 初期不良とは、SIM 利用者が新品未開封の SIM を受領した時点での破損・不具合または SIM 利用者が SIM を当社の指示及び仕様に従って正常に利用したにもかかわらず SIM に生じた電氣的・機械的故障をいいます。なお、デバイスと SIM との組み合わせによっては、正常な SIM を利用した場合であっても通信が確立しない場合があり、この場合は初期不良に該当しないこととします。

### 第 18 条 (クラウドサービスへの情報の保管)

SIM 利用者は、当社が提供するサービスの運用及び品質向上のために、通信履歴や発信者情報等の通信の秘密に関わる情報を当社以外のクラウドサービスに保管する必要があることに予め同意するものとします。

(2025 年 3 月 31 日 制定実施)